共同企業体協定書第10条に基づく協定書(第2回変更)

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園実施設計業務委託(その3)については、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園実施設計業務委託プレック研究所・ランズ計画研究所共同企業体協定書第10条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

株式会社プレック研究所

50,051,100 円(税込み)

・基盤整備工、植栽工、施設整備工に関わる与条件の確認・調査、及び実 施設計等に関する業務

株式会社ランズ計画研究所

20,733,900 円 (税込み)

・設備工に関わる与条件の確認・調査、及び実施設計等に関する業務

株式会社プレック研究所外 1 社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

2025年3月3日

